

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正)  
 第六十四条 タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和四十五年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

事業者等の証明 氏名又は名称及び住所	印	事業者等の証明 (氏名又は名称及び住所)	
-----------------------	---	-------------------------	--

を

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(3)を削る。  
 第六号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

第七号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(4)を削る。  
 第九号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

第十号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(3)を削る。  
 第十号様式の二中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

(全国新幹線鉄道整備法施行規則の一部改正)  
 第六十五条 全国新幹線鉄道整備法施行規則(昭和四十五年運輸省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第四号の二様式中「印」及び備考4を削る。  
 第六号様式及び第十号様式中「印」及び備考を削る。  
 第十一号様式中「印」及び備考3を削る。  
 第十二号様式中「印」及び備考を削る。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)  
 第六十六条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考4を削る。  
 第一号の四の二様式中「印」及び備考7を削る。  
 第一号の四の六様式中「印」及び備考5を削る。  
 第一号の五の二様式中「印」及び備考7を削る。  
 第一号の五の三様式及び第一号の六様式中「印」及び備考6を削る。  
 第一号の九の二様式及び第一号の九の四様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。  
 第一号の九の六様式中「印」及び備考4を削る。  
 第一号の九の八様式中「印」及び備考7を削る。  
 第一号の十三様式、第一号の十五様式、第一号の十七様式及び第一号の十八様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第六号の三様式中「印」及び注3を削る。  
 第八号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所」を「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、注を削る。  
 (旅行業法施行規則の一部改正)

第六十七条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中	受付印	經由印	収入印紙又は証紙ちよう付箇所 (消印しないこと。)	収入印紙又は証紙貼付箇所 (消印)
--------	-----	-----	------------------------------	----------------------

は証紙貼付箇所  
 (消印しないこと。)  
 同様式中注2を削り、注1を注とする。  
 第九号様式中「印」及び注を削る。

第十七号様式中

受付印	収入印紙又は証紙貼付箇所 (消印しないこと。)	収入印紙又は証紙貼付箇所 (消印しないこと。)
-----	----------------------------	----------------------------

に改め、「印」及び注を削る。  
 (海上交通安全法施行規則の一部改正)  
 第六十八条 海上交通安全法施行規則(昭和四十八年運輸省令第九号)の一部を次のように改正する。  
 別記様式中「印」及び注3を削る。

(船員電離放射線障害防止規則の一部改正)  
 第六十九条 船員電離放射線障害防止規則(昭和四十八年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「(船名氏名)」を「(船名氏名)」に改める。  
 (船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)  
 第七十条 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第二十四条第二項中「を記載して記名押印する」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。  
 第二十七条第一項中「を記載し、かつ、記名押印した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

第一号様式中「印」及び注を削る。  
 第九号様式中「印」を削る。  
 第十号様式中「印」及び注を削る。  
 第十一号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所」を「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、注を削る。

(船舶等型式承認規則の一部改正)  
 第七十一条 船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。  
 第四号様式及び第五号様式中「印」及び注を削る。

第六号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所」を「申請者の氏名又は名称及び住所」に改め、注を削る。

(都市緑地法施行規則の一部改正)  
 第七十二条 都市緑地法施行規則(昭和四十九年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。  
 別記様式第一中「印」及び備考5を削る。

別記様式第二及び別記様式第三中「印」及び注2を削り、注1を注とする。  
 別記様式第四中「印」及び注2を削り、注3を注2とする。